

ソ連邦における所得税

谷 江 幸 雄

わが国の租税制度の最も大きな特徴が、大企業と大資産家に対し特権的減免税を実施しながら勤労国民に対してはさまざまな形で重税を課すという、いわゆる不公平税制にあることは、あらためて指摘するまでもないことである。そして現在、政府・自民党によって、最悪の大衆課税である一般消費税の導入を軸とした大増税政策がおしすすめられようとしていることも、周知のところである。これに対して、社会主義経済制度を実施しているソ連邦では、どのような所得税制度が行われており、国民の租税負担はどの程度なのであろうか。小稿では、イェ・ペ・コバルキン著『労働計算及び賃金計算ハンドブック』第7章「賃金からの控除」⁽¹⁾にもとづいて、ソ連邦の現行所得税課税規則についてできるだけ詳しく紹介したい。⁽²⁾

(1) Ковалкин. И. П. Справочник по учету труда и заработной платы, «Финансы», 1977, стр. 119-146.

(2) ソヴェト所得税制度の研究として、少し古いものも含め、次の諸労作がある。野々村一雄「ソヴェト連邦の税制」『財政』(1954年第4号)、佐藤博「社会主義と租税」『ソビエト財政論』(未来社、1965年)第6章、実藤正義「社会主義税制」『日ソ経済調査資料』(1974年1・2月)。

I. 所得税の課税対象と課税率

現行のソヴェト所得税課税規則は、それ以前の所得税法⁽¹⁾を補足・改正した1943年4月30日付ソ連邦最高会議幹部会指令⁽²⁾(以下、『43年所得税法』と呼ぶ)を

原型としている。ソ連財務省は1973年1月16日付で所得税の具体的な課税方法についての解説書を発布しており、各企業、施設及び機関の会計課は、これにもとづいて税の計算及び控除の事務を取り行っている。なお、財務機関は、かかる税の計算・控除が適正に行われているかどうか、税の減免が正しく行われているかどうかを定期的に審査する。

所得税の課税対象者は、ソ連の国内で独立した所得をえるすべての市民である。すなわち、企業、施設及び機関から所得をえる労働者、職員、軍人、学生、作家、芸術家その他の市民は、その居住地がソ連の国内か国外かにかかわりなく、所得税が課せられる。外国に居住するソ連人は、外国でえる所得には課税されないが、ソ連の国内でえる所得には課税される。また、ソ連の国内で勤務している外国人ないしソ連の国内に収入源を有する外国人は、ソ連の市民と同じ基準で課税される。

ところで、ソ連邦では、欧米諸国と異なり、納税者の社会的グループごとに課税方式が異なっている。43年所得税法以来、納税者は次の4つの社会的グループに区分されている。

- (1) 第1種所得——労働者・職員等の賃金所得。
 - (2) 第2種所得——文学・芸術分野の働き手。
 - (3) 第3種所得——個人的営業により収入をえる者。
 - (4) 第4種所得——家内工業を営む者、手工業者等。
- そこで、各グループごとに課税率をみよう。

1. 労働者・職員グループの所得税税率

この労働者・職員グループについては、さらに、主な勤務場所での賃金と副業からの賃金への課税率は異なっている。

(1) 主な勤務場所での賃金への課税率

労働者・職員は、43年所得税法第5条によって、毎月かれらの月給から所得税が源泉徴収される。

次の市民グループも労働者・職員と同一の基準で課税される。すなわち、① 金銭給与を受け取る軍人（陸海軍将官，ソ連軍将校，少尉補，海軍兵曹長など），② 学生，大学生，大学院生，工場付属工業学校生及び専門学校生及び専門技能や知識の向上をはかるために教育施設に派遣される働き手，③ 正職員の補充として一時的に採用された者，④ 法律相談所の弁護士，⑤ 企業，施設ないし機関で働く季節労働者及び臨時労働者（建設及び修理関係の労働者によっては企業，施設及び機関の所有する資材を使用する場合），⑥ 家庭で民芸品や土産品を製作する，国営・協同組合企業の働き手，である。

主な勤務場所での賃金に対する課税率表は，第1表に示したとおりである。みられるように，ソ連邦では実効税額プラス超過額に対する限界税率のかたちで所得税税率が表示されている。

所得税法は，免税点を定めている。すなわち，主な勤務場所での賃金が月額70ルーブル以下の者は免税となる。税額の算定上，課税所得はルーブル単位で規定されるため厳密には月額70ルーブル99カペイカまでが免税となる。なお，中・高等教育施設の生徒・学生が教育計画にもとづいて企業で生産実践を行い賃金を受け取る場合，あるいは労働者・職員が賃金を保障されながら専門技能向上のため教育施設に通学し奨学金を支給される場合には，賃金と奨学金がそれぞれ免税点以下であれば免税となる。労働者・職員が工場付属教育施設に通学し賃金と奨学金の両方を支給される場合も，同様である。

次に，主な勤務場所であつた賃金が月額71～90ルーブルである場合すなわち低所得階層の場合には，第1表に示された低い税率（優遇税率）が適用される。さらに，90ルーブルをこえる場合は，43年所得税法第5条において規定された税率に応じて課税される。

第1表をみると，労働者や職員ならびにかれらと同一グループとみなされる市民に対する課税率は，月額71ルーブルから90ルーブルまでの賃金に対しては0.3%から7.5%まで，91ルーブルから100ルーブルまでは7.7%から8.2%までである。さらに，100ルーブルをこえる額に対しては，最高13%までの限界税率

第1表 労働者・職員の所得税税率

——主な勤務場所での賃金の場合——

(単位：ルーブル)

月額賃金	税 額	
	扶養控除なしの者	4人以上の被扶養者を有する者
70以下	—	—
71	0.25	0.18
72	0.59	0.41
73	0.93	0.65
74	1.30	0.91
75	1.65	1.16
76	2.00	1.40
77	2.39	1.67
78	2.73	1.91
79	3.07	2.15
80	3.41	2.39
81	3.75	2.63
82	4.09	2.86
83	4.43	3.10
84	4.77	3.34
85	5.11	3.58
86	5.45	3.82
87	5.79	4.05
88	6.13	4.29
89	6.47	4.53
90	6.81	4.77
91—100	7.00+90ルーブルをこえる額の12%	左欄の30%減
101以上	8.20+100ルーブルをこえる額の13%	左欄の30%減

出所：Ковалкин. И. П., Справочник по учету труда и заработной платы, «Финансы», 1977, стр. 121.

で課税される。74年現在の労働者・職員の平均賃金（休暇支払いを含む）は月平均141ルーブル⁽⁴⁾であるので、平均的な労働者・職員の所得税率は9.6%くらいである。

このほか、4人以上の被扶養者を有する労働者や職員に対しては、税額の30%の扶養控除が行われる。この扶養控除が適用される場合の税額は、第1表の

右の欄に示したとおりである。扶養控除の詳細については後述したい。

(2) 副業からの賃金に対する課税率

43年所得税法第8条によれば、副業によってえた賃金すなわち兼職や臨時職および1回かぎりの勤務からの賃金に対しては第2表の税率表に応じて課税される。この場合には、主な勤務場所での賃金のさい適用されていた課税最低限、低所得階層への優遇税率及び扶養控除の制度は適用されない。

なお、前述したように、同じ臨時勤務であっても正職員の補充として一時的に採用された者の賃金については、主な勤務場所での賃金課税の場合の基準すなわち第1表の税率表が適用される。

このほか、次の市民に対して第2表の税率表が適用される。① 皮革製造用原料、羊毛、毛皮類、鳥、卵などの採集ないし調達によって調達機関から賃金を受け取る臨時の採集夫など（自分の馬を使う者を含む）、② クラブや組織で働く臨時のサークル指導者（スポーツ指導員など）、③ 義務によって、あるいは募集のかたちで木材の搬出労働に参加する市民、④ 副産原料や金属くずの採集夫（自分の馬を用いて働く者を含む）、⑤ 印刷物の普及や広告の採集を行う者を含む小売商業網の働き手、⑥ 労働者（рабочий）以外の市民（どのような設備や材料を使用するかにかかわらず、自宅で民芸品や土産品を製作

第2表 労働者・職員の所得税税率

——副業からの賃金の場合——

(単位：ルーブル)

月額賃金	税 額
15以下	1.5%
16—20	0.22+ 15ルーブルをこえる額の 5.5%
21—30	0.50+ 20ルーブルをこえる額の 6%
31—40	1.10+ 30ルーブルをこえる額の 7%
41—50	1.80+ 40ルーブルをこえる額の 8%
51—70	2.60+ 50ルーブルをこえる額の10%
71—100	4.60+ 70ルーブルをこえる額の12%
101以上	8.20+100ルーブルをこえる額の13%

出所：Ковалкин. И. П., указ. соч., стр. 121.

することによって国営企業、協同組合企業ないし公企業から賃金を受け取る場合)、⑦ 臨時の保険外交員、⑧ 演劇の入場券の普及にたずさわる市民、⑨ 発明、発見、合理化提案及び産業モデルの考案によって報賞金を受け取る市民(それぞれの発明などに対して1000ルーブル以上の報賞金が支払われる場合)、⑩ 映画スタジオやテレビ局で相談役(コンサルタント)として働く市民、⑪ 農業副業経営の生産物、樹皮、野鳥、毛皮原料、養魚などの小動物を調達機関にひき渡す市民、⑫ 動物の飼育にたずさわる市民、⑬ 企業や施設の仕事を自宅にもちかえって行うタイピストや会計労働者。

2. 作家・芸術家グループの所得税税率

作家らの原稿料収入や芸術活動による報酬に対しては、43年所得税法の第16条「住民からの所得税について」にもとづいて課税される。かれらに対する所得税の税率は、第3表に示したとおりである。このグループでは、労働者・職員の如く月々の所得が一定でないことから、年間所得に対して課税される。このグループに対しては、年間所得180ルーブルまではその1.5% (実質税率)が、181ルーブルから1200ルーブルまでは5.5%から12%までの限界税率 (実質税率では1.5%から8.2%まで)が、1200ルーブルをこえる所得には13%の限界税率が適用される。年間所得1201ルーブル以上の場合には、労働者・職員に対する課

第3表 作家・芸術家の所得税税率

(単位：ルーブル)

年間所得	税 額
180以下	1.5%
181— 240	2.70 + 180ルーブルをこえる額の 5.5%
241— 360	6.00 + 240ルーブルをこえる額の 6%
361— 480	13.20 + 360ルーブルをこえる額の 7%
481— 600	21.60 + 480ルーブルをこえる額の 8%
601— 840	31.20 + 600ルーブルをこえる額の10%
841—1200	55.20 + 840ルーブルをこえる額の12%
1201以上	98.40 + 1200ルーブルをこえる額の13%

出所：Ковалкин. И. П., указ. соч., стр. 126.

税率とまったく同じ税率となっている。

これらのグループに属する所得には次のものがある。① 作家の執筆活動(契約の有無を問わない)ならびに新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、映画関係の正職員の創作活動(出版契約や指示・注文にもとづく)、② フリーの新聞、雑誌の記者による記事、さし絵、写真などの編集、③ 学術書、文学書などの翻訳、学術・文学書の執筆及びこれらの作品の評論・批評活動、④ 画家、彫刻家及び設計士の造型美術活動、⑤ 画家、彫刻家、設計士が自分の作品を博物館や展覧会に販売する場合、⑥ 造型美術家団体が会員の作品に対して報酬を支払う場合、⑦ 写真家が契約にもとづいて行う現像(ネガやポジ)、写真美術、写真雑誌、写真ニュースなどの活動、⑧ 映画監督、映画カメラマン、録音技師及び映画ディレクターの演出活動に対して賃金とは別に特別の報酬が支払われる場合、⑨ 俳優が正規の勤務先以外の場所で出演する場合(契約の有無を問わない)、⑩ 作家、芸術家による公開演奏や作品の普及活動、⑪ ラジオやテレビへの一般市民の出演。

第4表 第3種所得への所得税税率

(単位：ルーブル)

年間所得	税 額
180以下	所得の2.5%
181— 240	4.50+ 180ルーブルをこえる額の7.5%
241— 360	9.00+ 240ルーブルをこえる額の10%
361— 480	21.00+ 360ルーブルをこえる額の14%
481— 600	37.80+ 480ルーブルをこえる額の19%
601— 840	60.60+ 600ルーブルをこえる額の23.5%
841—1200	117.00+ 840ルーブルをこえる額の29%
1201—1800	221.40+1200ルーブルをこえる額の35.5%
1801—2400	422.40+1800ルーブルをこえる額の40%
2401—3000	662.40+2400ルーブルをこえる額の46.5%
3001—5000	941.40+3000ルーブルをこえる額の52.5%
5001—7000	1991.40+5000ルーブルをこえる額の50%
7001以上	3171.40+7000ルーブルをこえる額の69%

出所：実藤正義「社会主義税制(2)」『日ソ経済調査資料』
(1974年2月), p.6.

第5表 第4種所得への所得税税率

(単位：ルーブル)

年間所得	税 額
180以下	所得の4%
181— 240	7.20+ 180ルーブルをこえる額の10%
241— 360	13.20+ 240ルーブルをこえる額の15%
361— 480	31.20+ 360ルーブルをこえる額の20%
481— 600	55.20+ 480ルーブルをこえる額の25%
601— 840	85.20+ 600ルーブルをこえる額の31%
841—1200	159.60+ 840ルーブルをこえる額の37.5%
1201—1800	249.60+1200ルーブルをこえる額の44%
1801—2400	558.60+1800ルーブルをこえる額の50%
2401—3000	858.60+2400ルーブルをこえる額の56%
3001—5000	1194.60+3000ルーブルをこえる額の62.5%
5001—7000	2444.60+5000ルーブルをこえる額の71%
7001以上	3864.60+7000ルーブルをこえる額の81%

出所：実藤論文，前掲，p. 6.

以上のような広い意味での芸術活動からえた報酬に対して第3表の税率にもとづいて所得税が徴収される。なお，個々の場合に3ルーブルをこえない一時金は課税されない。

個人的営業により収入をえる者（第3種所得）ならびに家内工業者・手工業者（第4種所得）に対する課税率は第4・第5表に示したとおりである。

- (1) 1943年以前の所得税制の詳細については『ソ連邦の財政制度』（外務省調査部，1936年2月）の第2編「租税制度」を参照のこと。
- (2) 《Ведомости Верховного Совета СССР》，1943，No. 17.
- (3) 1972年末より免税点がそれまでの60ルーブルから70ルーブルに引き上げられるとともに，90ルーブルまでの所得に対する税率が引き下げられた。この免税点の引き上げは，72年末に始まった生産部門従業員の平均賃金の率や額の引き上げにともなって労働者・職員の最低賃金（月）が70ルーブルに引き上げられたことに対応した措置であると考えられる（『ソ連国民経済統計年鑑（75年版）』，水曜社，p. 563，参照）。
- (4) 『ソ連国民経済統計年鑑（75年版）』，同，p. 561。ソ連中央統計局が6万2000家族について行った選択家計調査によれば，工業労働者家族の収支構造において，総合支出にしろる税金の割合は65年—7.1%，70年—7.9%，74年—8.4%となっている（同統

計年鑑，p.605)。

Ⅱ．所得税控除の方法

1. 主な勤務場所での賃金からの控除

労働者や職員は勤務の場所で所得税を納める。この場合、税額は月の前半期における賃金支払の際、前月分の賃金額に応じて算定される。賃金が月1回支給される場合には、その月の賃金額に応じて税が計算され賃金支給の際に控除される。

前述のように、税の計算上、課税賃金額はルーブルで表示され、カペイカ単位は切り捨てられる。したがって、実際の賃金額が、たとえば、71ルーブル95カペイカ、83ルーブル95カペイカ、115ルーブル85カペイカである場合、税は71ルーブル、83ルーブル、115ルーブルに応じて計算される。他方、税額においては端数がのぞかれる。すなわち、1カペイカ未満は四捨五入され税額はカペイカ単位で表示される。

43年所得税法第6条によれば、労働者・職員の所得税の課税対象は、企業、施設あるいは機関で労働者・職員に対して前月中に支払われた賃金総額である。これには次の賃金及び支払いが属する。① 基本賃金、② 超過勤務手当、③ 祝祭日勤務手当、④ 兼職に対する賃金（主な勤務場所で支給される場合）、⑤ 個人的な割増金、⑥ 一時的労働不能時（病気等）に社会保険から支給される休業補償金、⑦ 未使用休暇補償金、⑧ 出張手当、⑨ 6日以上にわたる出張に対して現行労働法にもとづいて支給される賃金、⑩ 年功加算金、年間労働総計に応じた報酬、及びトラクター・コンバイン運転手に対する専門勤続年数に応じた加算金、⑪ 年間無事故のすぐれた労働者に対する一時金、⑫ 飛行試験に対するパイロットへの手当、⑬ 新聞・雑誌社、テレビ・ラジオ局及び映画スタジオの正職員による記事の執筆及びその他の文芸活動への支払い（契約や指示・注文によるものを除く）、⑭ 非課税となるものや基本賃金に個別的に課税されるものを除くすべての報賞金その他の支払い金、⑮ 現物給

の価値（農産物での支払いの場合には、その時点の農産物国家買付価格にもとづいて算定される）。

労働者・職員の賃金に対して課税する場合には、次の額は算入されない。

① 業務のために他の地方に出張する際、現行労働法にもとづいて、その出張費用（乗車賃、私財運送費及び宿泊費）を補填するために支払われる額、② 出張期間中、出張費用の代わりに支給される賃金加算金、③ 平均賃金に算入されない出張手当、④ 航海士、港湾労働者及び道路建設労働者を港及び航路の開設に従事させる際、かれらに支払う50%の賃金割増金、⑤ 医師、獣医ならびに教師で、農村地方や労働者居住地区に住んでいる者に対し、法律にもとづいて、無料のフラットや公共施設を提供する代わりに現物で支払われる額、⑥ 休日出勤に対して支払われる賃金以外の手当、⑦ 労働者や職員所有の諸器具（衣服、小道具、楽器、著述用具など）の償却費として支払われる額、⑧ ソ連政府の諸決定によって支給されるあらゆる現物給付（食物や衣服などの給付）の価値及び企業、施設、機関による現物給、現物プレミア・賞品の価値、⑨ 企業、施設あるいは機関によって一時的な助成金として労働者・職員に支払われる額、⑩ 国債の割増金ならびに利子、政府発行宝くじの賞金、国家労働貯蓄銀行（ズベルカッサ）の預金利子、⑪ 働いている年金受領者の年金。

2. 副業による賃金からの控除

兼職や臨時職によって、従たる支払者から受け取る賃金については、その勤務場所において課税される。この場合には、課税最低限、扶養控除といった特典制度は適用されない。この種の賃金への課税の場合の課税所得及び税額の規定は、主な勤務場所でのそれと同じ方法で実施される。

複数の機関での勤務に対する支払いが一つの機関によってなされる場合もまた、各機関での支払いに対し個別的に課税される。もし働き手が他の企業に一時的に転属する場合には、それぞれの企業で受け取った賃金に対して個別的に課税されるが、適当と認められた場合には、課税最低限、優遇税率及び扶養控

除が適用される。

3. 各種報賞金（プレミア）からの控除

賃金ファンド以外のファンドから支払われる報賞金（プレミア）——新経済制度に移行した企業・機関の物質的報賞ファンドから支払われるプレミアなど——については、これらのプレミア及び休日勤務手当を除いた主な勤務場所での賃金総額が月額100ルーブル以下であるときにかぎり、個別的に課税される。これらのプレミアに対しては副業からの賃金に対する課税率表（第2表）が適用される。しかし、扶養控除の特典制度が適用される点で、兼職による賃金の場合と異なっている。

（例）90ルーブルの月給を受け取っている労働者が、11月に、賃金ファンドに属さない2種類のプレミアを15ルーブルずつ受け取った場合。プレミアの合計30ルーブルに対する税額は、第2表により、1ルーブル10カペイカとなり、基本賃金への税額は、第1表により、6ルーブル81カペイカとなる。

賃金とこの種のプレミアの合計が課税最低限より低い場合は免税となるが、賃金が課税最低限より低い場合であっても、プレミアとあわせると課税最低限以上の場合には、プレミアからだけ第2表にもとづいて税が控除される。

（例）6月5日に、賃金ファンドに属さないプレミアが、3人の労働者に15ルーブルずつ支払われる場合。なお、このプレミアを差し引いた6月の賃金は、労働者Aが55ルーブル、Bが75ルーブル、Cが105ルーブルであった。

この場合、まず労働者Aは賃金とプレミアの合計額が70ルーブル以下であるので免税となる。次に労働者Bについては、プレミアへの税額が（第2表により）22カペイカ、賃金への税額が（第1表により）1ルーブル65カペイカとなって、合計1ルーブル87カペイカの税額になる。最後に、労働者Cについては、賃金が100ルーブルをこえているため、賃金とプレミアの合計120ルーブルに対して（第1表により）10ルーブル80カペイカの額が課税される。

また、この種のプレミアと休日勤務手当を加算した賃金額が70ルーブルから90ルーブルまでの低い所得段階にある場合には、プレミアと休日勤務手当に対して第2表にもとづいて計算される税額が賃金、プレミア及び休日勤務手当の

合計に対して第1表にもとづいて計算される税額より高くなってはならないとされている。

(例) 労働者が10月に賃金51ルーブルと賃金ファンドに属さないプレミア20ルーブルを受け取る場合。プレミアへの税額は(第2表により)50カペイカになるが、賃金とプレミアの合計(71ルーブル)への税額は(第1表により)25カペイカであるため、特別に、プレミアへの税額は25カペイカの方に定められる。もちろん、賃金51ルーブルは免税となる。

上記のプレミアや休日勤務手当のほか、次の支払いも第2表にもとづいて基本賃金から控除される。① 特別重要な生産課題を遂行する者に対する一時的奨励金、② 現物給付を加えた賃金額と出来高払い賃金のかたちで支払われた前払金との差額、③ コンクールなどで入賞した俳優その他の芸術家に授与される賞金、④ 競技大会で入賞した市民(スポーツ選手など)に与えられる賞金、⑤ 個人保険資金。

4. 年末一時金(ボーナス)及び年功一時金

年末一時金に対する税は、その支払いの際控除される。そして、翌月前半期分の賃金の支給の際、年末一時金も含めた前月分の賃金総額にもとづいて税額の調整が行われる。

(例) 75年の年末一時金が、12月23日に、月給80ルーブルの労働者に対して200ルーブル支払われた場合。まず、200ルーブルが支払われた12月23日に21ルーブル20カペイカの税が控除される。次に、75年12月分の賃金と年末一時金の合計280ルーブルに対する税額は計算上31ルーブル60カペイカになるが、すでに年末一時金の支給日に21ルーブル20カペイカが控除済みであるので、76年1月前半期分の賃金支給日である1月16日に控除しなければならない実際額は10ルーブル40カペイカだけである。

年功一時金及びトラクター運転手などの専門的職種に対する年功割増金への税も、これと同じ方法で控除される。

5. 年次有給休暇をとる際の税の控除

労働者ないし職員が休暇をとる場合、休暇に入る前に税が控除されていない

時には個別的に先月分の賃金に対して税が控除されるが、もしかれらが月末まで休暇をとるならば、その月の休暇中の賃金を計算に入れて当月分の賃金から個別的に控除される。

（例1）労働者2人が24日間の休暇をとる。そのうちの1人は7月1日から、もう1人は7月19日から休暇に入る。この企業の賃金支給日は毎月の10日と25日である。

（1）7月1日から休暇をとる労働者の場合には、6月分の賃金にもとづいて控除され、休暇分の賃金額については、7月24日に休暇が終り7月末までの休暇でないので、税は控除されない。そして8月前半期分の賃金支給日（8月25日）に、7月の賃金総額（休暇分の額プラス7月下旬の勤務分の賃金額）に対して控除される。

（2）7月19日から休暇をとる労働者の場合には、7月10日に6月分の賃金について、また7月25日に7月の休暇中の賃金も含めた7月分の賃金総額について、それぞれ控除される。8月上旬の休暇分の賃金については、休暇が終了した後で控除される。

（例2）労働者が6月1日から6月末日まで休暇をとる場合。この場合には、5月分の賃金について、また6月の休暇分の賃金について、税が控除される。

（例3）労働者が6月7日から15日間の休暇をとり、6月24日に勤務につく場合。賃金支払い日は毎月の5日と20日である。この場合、まず休暇に入る前に5月分の賃金について控除され、休暇が終了後の賃金支給日（7月20日）に、6月分の賃金総額に対する税が控除される。

（例4）教師が7月1日から8月25日まで48日間休暇をとる場合。賃金支給日は毎月1日と16日である。この場合休暇に入る前の賃金支給日（7月1日）に6月分の賃金に対する税が控除され、その後の賃金支給日にそれぞれ7月の休暇分の賃金に対する税が控除される。さらに休暇が終了した後9月16日に8月分の賃金総額（8月の休暇分及び勤務分の賃金）に対する税が控除される。

なお企業の責任者が年次休暇に入っている者に対して休暇が終る前に勤務につくように依頼する場合には休暇が終了後の場合と同じ方法で、税が控除される。

（例）2月1日から28日まで休暇をとると、100ルーブルの賃金が支払われて所得税は8ルーブル20カペイカとなる。ところで、2月16日から企業長の依頼によって勤務についたためこの労働者の2月分の実際の賃金額は120ルーブルになった。この場合2月分の賃金への税額は10ルーブル80カペイカになり、3月前半期分の賃金支給日に不足分2ルーブル60カペイカが追加控除される。

6. 所得税の過納額の還付及び不足額の徴収

労働者や職員から所得税が過度に控除されている場合は、企業、施設及び機関によって還付されるか、次の控除日に調整される。この過納額の還付は、過納の発見のときより、1年以内の分について行われる。扶養申告書の提出が遅れた場合は、正当な理由がある場合にかぎり、企業、施設及び機関の責任者の指示によって税額計算のやり直しが行われる。ただし、この場合の税の還付または調整は、その年のはじめからの分について行われる。

次に、所得税が適時に控除されなかった場合、あるいは徴収されるべき税額に比し不足があった場合には、過去3ヶ月以内の不足額について、これに相当する額がその後の3ヶ月間に取り立てられる。それより以前の不足額や退職者に対する所得税の追加徴収は——故意に不実の扶養申告書を提出した者からの税の追加徴収の場合を除き——、禁止されている。

(例1) 9月8日に定期審査を行った際、過去3ヶ月間に6ルーブルの不足額があったことが明らかになった。この額は、9月の前半期、10月の前半期、及び11月の前半期分の賃金支払いのときに、2ルーブルずつ追加控除される。

(例2) 11月15日の審査の際、3月、4月、5月に2ルーブルずつの不足額があったことが発見された。この不足額(6ルーブル)は、その発見の時より3ヶ月以上も以前のものであるから、追加徴収に相当しない。

作家や芸術家の場合、その不足額は、当該年度内に追加徴収される。もし翌年に不足額が発見される場合には、4月1日までに追加徴収されなければならない。

Ⅲ. 所得税についての特典制度

1. 扶養控除

この扶養控除の特典制度は、4人以上の被扶養者をもつ労働者・職員に対して、主たる勤務場所での税額が30%割引かれるという制度である。夫妻が共に働いている場合には、この特典は、かれらの自由な選択によっていずれか一方

に適用される。

この特典は、さらに、軍人の金銭給与、学生・大学院生の奨学金、専門能力・知識の向上をはかるために工場付属教育施設や一般の学校に派遣された働き手の奨学金、法律相談所での弁護士の報酬、企業・機関のスタッフである季節的臨時的な働き手（建設・補修関係労働者を含む）の給与などに対する課税に際しても、適用される。なお、副業からえた賃金への課税の際にはこの特典は与えられない。

この被扶養者についての税の特典を受けるためには、扶養申告書——すなわち地域ソヴェト及び居住地ソヴェトの執行部か家屋管理事務所ないし住宅＝開発局が発行した証明書——の提出が必要である。市民所有の家屋に居住する場合には、家屋の所有者が作成した町内会会長の証明付申告書の提出が必要である。

扶養控除に該当する被扶養者数には、労働者ないし職員が自己の費用によって扶養するすべての者が含まれる。ここで、被扶養者が納税者と親族関係にあるかどうかは無関係である。

子供についての国家扶養手当ないしさまざまな扶養年金が労働者・職員に支払われている場合でも、労働者・職員が子供の扶養料を支払うかあるいは受け取っている場合でも、子供は被扶養者に数えられる。また、出産にともなって無給休暇をとっている妻も被扶養者に数えられる。

しかし、奨学金や年金を受け取っている者、国家的資金の給付によって生活している者——職業技術学校の学生、専門学校生、学生寮に入寮している子供（両親から扶養料が取り立てられていない場合）、孤児院や乳児院に保護されている子供——は、被扶養者と認められない。

扶養申告書は、申告時から年末まで有効である。労働者・職員は、毎年、1月前半期分の賃金支給日までに、扶養申告書を提出しなければならない。その期限の後において就職する場合、あるいは被扶養者数が増加する場合は、20日以内に申告しなければならない。もし扶養申告書を、法定の期限後に提出した

場合には提出後の税控除の時から扶養控除が行われる。

(例1) 月額100ルーブルの賃金をこえて8ルーブル20カペイカの税金を支払う労働者が4月15日に、4月8日より被扶養者が4人になった旨の申告書を主たる職場の機関に提出する。この企業の賃金支給日は、毎月16日である。この場合には、扶養控除が適用される結果、4月16日の賃金支給日に控除される税額は5ルーブル74カペイカとなる。

(例2) 賃金支給日が毎月1日と16日である企業において、4月20日に4月5日より被扶養者が4人になった旨の申告書を提出した。この場合は、法定の期限20日間以内に申告書が提出されており、4月16日の賃金支給日に税が扶養控除分を差し引かないで徴収されているのであるから、扶養控除が適用された3月分の賃金からの税について再計算が行われなければならない。

正当な理由によって申告書の提出が遅れた場合には、企業、施設ないし機関の責任者の指示により税が調整される。しかし、被扶養者数について故意に不実の申告書を提出した者に対しては、次回から特典を取り消すとともに、必要な処置を講じるためその地域の財務機関に上告しなければならない。

なお、被扶養者の死亡に関連する被扶養者数の減少の場合は、この特典が年末までひきつづき適用される。

2. 廃兵、視力障害者及び身体障害者への特典

労働能力喪失度が第1種及び第2種である廃兵、祖国防衛戦争あるいは他の軍役義務の遂行の際にこうむったけがや病気のために第1種及び第2種の障害者になった軍人、及び視力障害者には課税されない。この特典は労働能力喪失の度合を証明する年金証明書あるいは国家医療・労働鑑定委員会の証明書にもとづいて与えられる。もし年度の途中に労働能力を喪失した場合には、労働能力喪失が鑑定された後においてこの特典が与えられる。たとえば、3月10日に第1種の労働能力喪失が鑑定されたとすると、3月前半期分の賃金支給日から免税となる。同様に労働災害による身体障害や健康破壊に対して、働き手が企業、施設ないし機関から受け取った補償金には課税されない。

3. 年金受領者への特典

いかなる場合でも、年金額には課税されない。年金受領者が、年金を受け取りながら、企業、施設、機関で年に2ヶ月間労働する権利を行使するか働きつづけるときには、年金をのぞく賃金額が課税最低限を超える場合にかぎり、その賃金に課税される。

4. レーニン賞、ソ連邦国家賞及びレーニン・コムソモール賞の受賞者への特典

レーニン賞、ソ連邦国家賞及びレーニン・コムソモール賞の受賞者は、その賞金の全部が免税される。

5. 発明家、生産合理化提案者及び産業モデル考案者への特典

「発明及び生産合理化提案に対する報賞金に関する法令」《О вознаграждении за изобретения и рационализаторские предложения》にもとづいて報賞金を受け取った市民は、1000ルーブルまでの報賞金に対する税が免除される。個々の報賞金の額が1000ルーブルをこえる場合には、1000ルーブルをこえるそれぞれの金額に対して所得税が計算される。2人共同の発明によって3000ルーブルの報賞金を受け取る場合には、1000ルーブルを差し引いた残額2000ルーブルを等分して各1000ルーブルに対して課税される。この場合には、第2表の税率が適用される。

「産業モデルに対する報賞金に関する法令」《О вознаграждении за промышленные образцы》にもとづいて報賞金を受け取る産業モデル考案者も上記の者と同じ方法でその報賞金に対する所得税が免除または控除される。

6. 職業・専門学校の学生への特典

職業・専門学校において、学生が法定の手続きにもとづいて受け取った賃金

は、その額に関係なく免税となる。

7. 軍人及び兵役義務者への特典

緊急の軍務に参加する兵士、水兵、軍曹及び曹長は、軍務の遂行場所（施設、機関、企業や機関）で受け取る金銭給与とプレミアは免税になるとともに、個々の企業や機関によってかれらに支給される賃金やプレミアも免税となる。軍用建設隊の建設技師（労働者）がこの部隊から受け取る賃金も免税となる。

軍事教育や兵役検査のためにソ連軍、軍艦一艦隊に召集される、予備役の兵士、水兵、軍曹、曹長、小尉補及び海軍兵曹長は、召集期間中に支払われる金銭給与からの税の支払いから免除される。また、予備役の将軍、海軍将官、将校は、かかる召集の全期間に支払われた手当からの納税を免除される。そのような場合に、主な勤務場所で保証される賃金については、その額が免税点をこえるとき課税される。

8. ソ連邦の極北地区に居住する諸民族に対する特典

ソ連邦の北部辺境地区に入植した諸民族に対しては、特別控除が認められている。すなわち、これらの民族が、その地区における狩猟や漁撈からえた所得に対しては、課税されない。また、上記の諸民族以外の市民であっても、上記の諸民族によって開発された地域内に常に居住し、その経済状態、職種、ならびに生活様式が、これらの諸民族とかわらない場合には、特別控除が認められる。

このほか、援農に参加した労働者、職員、学生への特典、消費組合の出資者への特典、といった数多くの特典が認められている。

〔補足〕 独身者、一人者及び
小家族者に対する税

ソ連邦では、先に紹介した所得税制度とは別に、独身者、一人者及び小家族者に対する税が実施されている。これは独身税、一人者税及び小家族税とも呼ばれ、1941年11月21日のソ連邦最高会議幹部会の指令及び1944年7月8日のソ連邦最高会議幹部会の指令にもとづいて徴収される。

子供のない労働者、職員、軍人、作家、芸術家の市民——身よりのない婦人を除く——であって、20歳から50歳までの男子、20歳から45歳までの婦人がこの税を支払う。

労働者、職員及び所得税課税についてこれらの者と同一とみなされている市民は、都市区、農村区を問わず主な勤務先で次の税額が控除される。すなわち独身者、一人者、小家族者は、月額70ルーブルまでの賃金は免税となり、71ルーブルから90ルーブルまでの賃金からは第1表に応じて税が控除されるが、91ルーブル以上の賃金に対しては、一律に6%の税率で課税される。

他の企業や機関での兼職からえた賃金や、文学者や芸術家の所得、主たる職場以外の企業、施設、機関のために行う1回限りの勤務に対する賃金からは、第2表の税率で税が控除される。月に3ルーブルをこえない1回かぎりの勤務からの賃金には課税されない。課税賃金額は、ルーブルで算定される（カペイカ単位は切り捨てられる）。

労働者、職員及び所得税課税についてかれらと同一とみなされる市民や文学者、芸術家からの税は、所得税と同様、企業、施設及び機関の会計係によって計算、控除される。しかし、発明、発見、合理化提案、産業モデルの考案によって報賞金を受け取る市民からは、所得税の場合と異なり、1000ルーブルを差し引かないで、全額から税が徴収される。

賃金ファンドに属さないプレミア、賃金が月100ルーブルをこえない労働者・

職員への休日勤務手当、休暇の途中で勤務につく際に支給される賃金などからの所得税控除の方法は、独身者、一人者及び小家族への税についても適用される。

なお、次の者に対しては、この税が免除されている。① 将校、下士官及びかれらの配偶者、② 身よりのない婦人、③ 国から子供の養育費や年金の支給を受けている婦人、④ 25歳未満の中・高等学校の学生や奨学金が支給されていない25歳以上の学生、⑤ 大祖国戦争で子供が戦死または行方不明になった市民、ならびに第1種及び第2種の廃兵及びその配偶者は、この税が免除される。

(1978・9・30)